

【シンガポール】シンガポールにおける知財庁による諸外国知財関係機関との各種合意について

2020年8月28日

ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、シンガポールにおける知財庁による諸外国知財関係機関との各種合意について共有します。

今週開催された IP Week@SG に関連して、シンガポール知財庁 (IPOS) は各種の合意を行ったと発表した。

・カンボジア工業科学技術イノベーション省 (MISTI) : 意匠登録の再登録と登録の迅速化に向けた協力

・中国首都知財サービス協会 (Capital Intellectual Property Services Association) : 共同セミナーや研修の開催に向けた協力

(以下はこれまでの今年分の合意)

- ・ブラジル産業財産権庁 : PPH の開始
- ・エクアドル知財庁 : 知財管理、イノベーションに関するベストプラクティスの共有
- ・ミャンマー知財部 : 特許ワークシェアリング関連 (PPH、再登録制度、サーチ外注)
- ・ラオス知財局 : IPOS を管轄 ISA に指定

情報公開日

2020年8月27日

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/ipos-strengthens-ip-partnerships-to-support-enterprises-going-global/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。